

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第251号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成17年5月8日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、①平成16年4月22日付け砂防第2号、②平成16年4月26日付け砂防第3号、③④平成16年4月26日付け砂防第5号（2件）、⑤平成16年4月26日付け砂防第6号、⑥平成16年4月26日付け砂防第8号、⑦⑧平成16年6月21日付け砂防第15号（2件）、⑨平成16年8月27日付け砂防第20号及び⑩平成17年3月31日付け砂防第55号に係る10件の処分（以下「別件処分」という。）に対する異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）について、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に速やかに諮問しないことを決定した理由、その根拠が明記されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年5月23日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年6月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例の規定に従って通知があった開示決定等の処分に不服があるため、法の規定に基づいて異議申立書を提出したが、実施機関（砂防室長）は、裁量権を濫用し、審査会への諮問を行わず、条例の規定を無視し、当該異議申立てを放置して

いる。

条例の規定を遵守せず、審査会への諮問すら行わないと砂防室長が決定するに至った根拠を記録した文書等は当然に存在するというのが社会常識であり、不存在とした処分は不適法である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

条例において、不服申立てがあったときは、速やかに審査会に諮問するものとされているが、具体的な期限は定められていない。

実施機関としては、諮問を速やかに行うよう努めるが、あえてその時期を決定することはなく、不服申立ての補正を命じるなど特段の事情がある場合を除き、諮問に至るまでの経緯に係る文書は存在しない。

平成17年3月31日付け砂防第55号の処分に対する異議申立てに係る諮問については、本件処分の時点で当該異議申立てから1か月程度しか経過しておらず、諮問を速やかに行うものとした条例に抵触するような状態であったとはいえない。

また、その他の処分に対する異議申立てに係る諮問については、本件処分の時点で7か月から11か月という相当期間が経過していたが、条例に違反して諮問を行わないとする意思決定を行うことはあり得ず、他業務を含む事務処理の都合からやむなく諮問が行われていなかったに過ぎない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、別件異議申立てについて、審査会に速やかに諮問しないことを決定した理由及びその根拠が明記されている文書の開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、条例において、不服申立てがあったときは、速やかに審査会に諮問するものとされているが、具体的な期限は定められていないため、あえて諮問時期を決定しておらず、また、条例に違反して諮問を行わないとする意思決定を行うこともあり得ないことなどから、本件請求文書は存在しないと、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、条例の規定を遵守せず、審査会への諮問すら行わないと実施機関が決定するに至った根拠を記録した文書等は当然に存在するため、不存在とした処分は不適法であるとして、開示の対象とした行政文書を速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、本件請求は、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めるものと当審査会は解し、以下その存否について検討する。

##### 2 本件処分の妥当性について

別件処分時点における平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第

1項（以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。）には、不服申立てがあったときは、速やかに審査会に諮問するものとする旨の規定があるが、具体的な期限は定められていない。

審査会へ諮問する場合は、事案の性質や事案の処理件数等を勘案して、不服申立てが行われた後、合理的な期間内にすべきものと考えられるところ、別件異議申立ては、提起後、相当期間経過していたものの、平成17年12月から平成19年3月までにかけて審査会へ諮問されていることから、改正前の条例第18条第1項の規定に違反して諮問を行わないとする意思決定を行うことはありえないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 3. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
21. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
24. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
31. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
元. 11. 25 (令和元年度第8回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授